昭和27年12月15日印刷
昭和27年12月15日發行

奈良市民だより
【第28号】

發行所
奈良市役所
編集兼發行人　広報調査課長　平井直治
印刷所　共同印刷工業

27年度上半期　財政白書公表

地方税財政制度の欠陥か

本市財政も市政施行以來の難局

地方自治本来の自主自立性を保持するための財政的裏付けが未だもって甚だ不充分な実情であるため、本市財政も今や市制施行以来の難局に遭遇しているのであります。

即ち人件費等の経常的支出を賄うことさえ苦慮しているため、真に住民の福祉を根基とした市政の運営を計らんとする積極的な意図はあっても如何とも致し難いのであります。

以下昭和二十六年度決算より順次市財政の実態を公開し市民各位の御検討を仰ぎもって市政に対する認識を高めて頂き、今後一段と市政伸張のため、絶大なる御支援をお願いする次第であります。

昭和二十六年度収支決算の状況

昭和二十六年度決算の結果

一般会計

歳入歳出予算額五三一、九六六、八百円に対し
収入総額　三五八、〇二六、五四五円七一銭
支出総額　三六六、三六三、四一七円一五銭
差引(収入不足)　八、八三六、八七一円四四銭

特別会計

水道費
予算額　六六、〇一五、八五二円に対し
収入額　五九、〇七三、四二九円五三銭
支出額　五三、八四七、〇七六円六四銭
差引　五、二二六、三五二円八九銭

連合軍専用上水道維持管理費
予算額　一三、六八三、九四四円に対し
収入額　一二、五六〇、〇二一円九一銭
支出額　一二、五六〇、〇二一円九一銭

社会事業基金
予算額八、一九六円に対し
収入額八、一九六円
支出額八、一九六円
差引　―

というような状態で一般会計以外の特別会計水道費連合軍専用上水道維持管理費にあっては、一応収支の健全性を保ったのでありますが、一般会計は出納閉鎖期日を約一カ月延長して滞納整理に努めるとともにあらゆる方法によって歳入の確保に全力を尽したのでありますが如何ともでき難い収入不足額は八八、九八五千円となる見透しに達したので、二十七年度より繰上充用の予算措置を講じた次第であります。

全国都市の財政状態

七割まで赤字決算

その後、精算の結果、いわゆる赤字額は、八、八三六、八七一円四四銭となったのでありますが、いずれにせよ昭和二十六年度決算は収入より支出が超過し、いわゆる赤字決算となったのであります。この赤字の原因については、色々理由があるのでありますが、先づ歳出面におきましては、歳出面で大きな比重を占める人件費については欠員の不補充方針を堅持し、これの膨脹を防ぐとともに、需用費等の物件費についても極力節約を図り、予算額より約二五、百万円余り支出を抑制したのでありますが国際文化観光都市建設法の施行第一年度ということで大きく国の援助を期待し、従来に比し飛躍的な事業執行計画を樹てられた予算を引継いだ私は、これの財源となっている国及の県の補助金並びに起債の獲得について、でき得る限りの努力を拂ったのでありますが、予算どおりの収入は確保できなかったのでありまして、これがため、公共事業費関係だけで約一四百万円の純市費を充当しなければならなかったのと、補助金の伴わない単独事業についても、学校給食場の改築、三中学校の渡り廊下等の事業費に五百万円近い経費が要したのであります。

その外、欠員不補充により人件費の増嵩を抑制致しましたものの、ベースアップのため前年に比し約四千万円の増加を来したこと等の理由により歳出面においては、昭和二十五年度に比し約七五百万円の増となったのであります。

地方財政平衡交付金

本市は全國でも高額交付

一方歳入の面におきましては、歳入の根幹となります市税において。市民各位の御協力により予算額に比し九三・四%調定額に比し八七・八%という満足とは言い得ないまでも、全国都市の中でもかなり高率の徴税成績を挙げることができ又地方財政平衡交付金も、五九、六六四千円という全国でも稀な高額の交付を受けたのでありますが結局財政需要に及びつかず約九百万円近い歳入不足を来したのであります。

これは結論的に言って冒頭にも述べましたとおり地方財政の窮乏ということが最も大きな理由であります

即ち、全国都市の中、昭和二十四年度に赤字を出した都市は二十六市、昭和二十五年度においては八十一市、更に昭和二十六年度においては、二六四市中実にその七割までが赤字という結果を示しているのでありまして昭和二十四、二十五年の両年度はどうにか赤字を喰い止めてきた我が奈良市も昭和二十六年度においては遂にこの趨勢に抗しきれなかったとも言えるの×

×でありましてこの全国地方団体共通の悩みというべき**地方財政の窮乏打開のため**目下、都道府県といわず、**全国市町村を挙げて**地方財政確立のため、**政府に猛省を促している**次第でありまして、この運動が効を奏するか、否かはひとり市当局だけの力では不可能でありまして、地方自治の主権者たる市民各位の自覚と絶大なる御支援を期待して止まない次第であります。

曲げられぬ市政方針

新規事業あく迄継続

昭和二十七年度予算の状況

前年度の収支決算の結果に鑑み健全財政の確立を根本原則として経費の効率的使用を図り収支の均衡を保持することとし、市民生活安定の基盤の上に立った国際文化観光都市の建設をモットーとして、次の方針により編成し議会の議決を経たのであります。

一　現行税財政制度を前提として、あらゆる財源の積極的な確保とその増収に全力を傾注すると。

二、経常的経費は極度に緊縮することとし、人件費については欠員の不補充主義を堅持し、物件費についても徹底的な節減抑制に意を用いること。

三　国都建設の一環として中央公民館、綜合運動場の建設に乗り出すとともに農業及び商工の振興、文教施設の整備、民主諸施策等市政全般が国都建設の事業であるとの観点に立って行政費目全般について綜合的な考慮を拂ったこと。

即ち、要は、人件費、物件費等の消費的経費をできるだけ節約し、能う限り市民の福祉につながる投資的経費に振り向けることに意を用い、予算の合理的運営及び効率的活用に努めたのであります。

特別会計上水道費につきましては、昭和二十四年度から地方財政法の定めるところに基き、公営企業として独立採算制を堅持し、事業の経営に当ってきた次第でありまして、戦後数次にわたる施設の増補改良整備によりまして、漸く時間断水の悩を解消することになりましたが、一方需用は市域の拡張と生活文化の向上により著しく増加し、夏季最盛期には自然断水になるところも各所に起る現況にあるので、本年度として更に補増改良事業を施行し、一面新たに市域に編入せられました東市、大安寺、平城地内へも一部配水整備をなさんと考えたのであります。

特に連合軍専用上水道関係の予算については、本来駐留軍に用水を供給することは日本政府の責任であり市としては直接その責を負わないのでありますが、その施設の維持経営を政府から市長に委託せられておりますので、その収支を明らかにするため特別会計を設けているのでありまして、この経費についてはすべて政府が負担することになっておるのであります。

なお公益質屋費については、二十七年より特別会計とし庶民階級の金融緩和を図らんとする創設の本旨に基き、事業資金三百万円を三回転しこれが開設のための諸経費及び維持経営に要する人件費等を計上した次第であります。

以上の方針によって、編成致しました昭和二十七年度予算額は、

一般会計　四七六、七拾万円
特別会計水道費　×
×　一億円
連合軍専用上水道維持管理費　一三、七二八千円
公益質屋費　九、七四一千円
社会事業基金　一万円
計　六億一七九千円

となり、昭和二十六年度当初予算総額六一一、六七四、七九四円と比較しますと一一、四九五、七九四円の減となっているのでありますが、これは決して市勢を萎縮させたものでなく、昨年当初予算におきましては国都建設事業として、三億円に近い事業費を計上せられましたが、この財源をすべて国及び県の補助金と起債によって賄わんとした予算を昨年度の実績に鑑み、確保可能な財源を裏打ちとしたものに改めた結果、若干財政規模が縮少した健実なものでありますが、いわゆる国都建設のための新規事業費と致しましては、

都市計画街路事業費　一七、七五万円
下水道費　二七、一二万円
綜合運動場建設費　二五百万円
都跡小学校改築費　五百万円
三笠中学建築費(継続事業)　三、四五万円
一條高校建築費(継続事業)　三、三〇五千円
中央公民館建設費　三一百万円
塵芥焼却場改築費　五百万円
公営住宅(鉄筋アパート一棟木造三十戸)建設費　二六、四九八千円
計　一四四、一二三千円

以上の如く、約一五億一五万円近い新規事業を計画しているのであります。

これら事業費に対する財源は、

国庫支出金　三千、五拾万円
県支出金　八百六拾万円
市債　七六百万円
寄附金　六七五百万円
市税その他一般歳入　二二、二七三千円

となっているのであります

もとより、事業費の財源もすべて一般財源即ち税その他の自主財源で賄い得るならば、これ以上の健全財政はないわけでありますが現行の地方税財政制度のもとにおいては、到底それは不可能なことでありまして

さきに述べました二十六年度決算の全国的な実態から推断できるように、税その他の経常収入は、人件費その他の経常的収入に充当して余りなく、夥い事業費財源は、起債及び国庫の補助金に依存せざるを得ない実情にあるのであります。

而も起債についても、資金等の関係から無制限に許すこととなく、全国の地方団体の申請総額二千四百三拾三億円に対し、三分の一程度の七百三拾億円の枠内においてしか許可せられないのでありまして、全国の地方団体がこの限られた起債の枠の獲得に運動せざるを得ないというのが、今日の地方財政の実情であります。

こうした実情から、財源を起債に求めている前記事業につき、確たる見透しをつけるべく總ゆる努力と折衝の結果

単独事業(街路改良、下水道、塵芥焼却場、文教施設)起債(市債)として　二六、〇〇〇、〇〇〇円
公共事業(公営住宅、街路事業、失業対策、六三制整備等)起債として　一一、二〇〇、〇〇〇円
公営企業(上水道増補改良、公益質屋事業資金)起債として　二二、〇〇〇、〇〇〇円
計五九、二〇〇、〇〇〇円

の許可を受けることと内定をみることになったのであります。

なお、公共事業の国庫補助金についても予算通の収入を確保することに懸命の交渉を続けていますが、現在のところ次の通り認められることに内定しております。

重要幹線街路事業　二、二〇〇、〇〇〇円
下水道事業費　三、〇五四、〇〇〇円
公営住宅建設費　八、六五三、〇〇〇円
失業対策事業費　五、五四二、〇〇〇円
六、三制建物整備事業費　一、一五二、〇〇〇円
計　二〇、六〇一、〇〇〇円

この外県費補助については目下折衝中であり、相当額を確保し得るものと明るい見透をもっております。

以上の通りの福祉を根基とした国際文化都市建設事業を推進するための事業につきましては国の援助を強

市立小学校の今昔

済美小学校

奈良市立済美小学校が奈良市の西南の一角に呱々の声を挙げたのは丁度三十五年前の大正五年である。当時は現在の学校の周囲は田甫で野原の一軒家と言った感じのものであった。開校当初の児童数三二七名校長以下先生の数が八名程であったから当時の様子が想像されよう。学年も当初は尋常科一、二年だけを収容していた。校舎も未完成で、「形に建てられ運動場も現在の南運動場のみで極めて貧弱なものであった。先生は学生帽に黒の詰衿服で教壇に立っておられ、児童も全部和服で洋服等は稀にも見られなかった。女児の体操などはたすきがけで袖をまくり上げてやっていた。今から考へると想像もつかないようであった。かうして誕生した学校が三十五年後の今日に於ては児童数一六〇〇名、二十八学級、教員数三十二名事務員以下傭人を加へると四十名に達する大世帯の学校となり奈良市内第一位の大きい学校となった。学校の名前も時代の変遷につれて二三回変った。第四尋常小学校として当校が誕生したのであるが後第四尋常高等小学校となり世界第二大戦により国民精神の昂揚を叫ばれるや済美国民学校と改称され、終戦と共に済美小学校となった。現在の学校は数次に亘る校舎の増築や運動場の拡張並講堂の改築により面目を一新し内容形式共堂々たる奈良市の小学校として君臨している。昨年は開校三十五周年記念式典が盛大に挙行され県下小学校にも未だ見ざる豪壮なる学校プールを建設しその偉容を誇っている。当校は特に聴視覚教育により新しい学習の指導法を研究し県下の中心校となっている、学校運営に当っては教師と児童と父兄が真に相提携し美しき済美の校風を樹立している。三十五年間の歴史を有する済美小学校は現在益々発展の途上にあると言うべく、将来に寄せる期待の大なるものがあるを痛感する。

奈良けいりん
12月
発走10時半
16・17・18
19・20・21
バス無料
主催―奈良市・大和高田市

財政需用益々増加
水道は増補改良事業で給水完璧

（一面より続く）く要請しておりますが、現在のところ、本市にのみ特別の援助をするといつた措置がとられておりませんので、過般本市と同じような特別法を布かれた芦屋、別府、熱海、伊東、松江、松山、軽井沢の八市町によりまして連盟を結成し、政府当局と折衝を続けている次第であります。

以上は、昭和二十七年度予算の概要でありますが、その後九月三十日までの間に緊急又は止むを得ない事情のため追加更正をなし、九月末日現在で一般会計歳入歳出予算總額は四九五、九七四、〇〇〇円となつております。

昭和二十七年度予算の収入及び支出の状況

本年四月一日より九月末日までにおける、各科目毎の収入、支出の状況はつぎに示す通りでありまして總計致しますと

(1) **一般会計**

収入額　一二七、九二八、一六三円五五銭
支出額　一七〇、三九三、四三八円五六銭
差引（収入不足）四二、四六五、二七五円〇一銭

の支出超過となつております。

これは歳入の根幹である市税も年度当初より歳出を賄い得るほど十分に徴収できず、平衡交付金もまたその決定が遅れるのと、国庫並びに県支出金は、年度末でないと収納できないという現行制度の仕組になつているのに対し歳出面においては、人件費並びに経常的諸経費は市行政遂行上、どうしても支出しなければならず、加えるに緊急止むを得ない災害復旧その他の事業費も最少限度の支出に喰い止めてもなおかつ支出の執行は収入に比し超過せざるを得ないのでありまして、この不均衡を調整するため大蔵省資金運用部より財政調整資金として三〇、〇〇〇、〇〇〇円、南都銀行より一九、〇〇〇、〇〇〇円の一時借入をなし収入不足を補つている現状であります。

(2) **特別会計水道費**

本会計の予算並びに執行状況につき九月末日における収支は次の通りであります。

収入額　二四、一八二、三七七円
支出額　三五、一一八、五五四円三六銭
差引（収入不足）一〇、九三六、一七七円三六銭

で水道維持関係は収支の均衡を図つていくことができるのでありますが、市内の給水の円滑を期するため、昨年度施設改良事業二一、五一三、七四八円（内起債額一七百万円）をもつて奈良阪配水池より高区配水池までの送水管布設及びこれに伴う低地区配水池における送水ポンプの増設並びに増補改良工事を完了し、引続いて本年度においても大仏殿裏より六四部隊前まで三百粍配水管の布設、木津水源地における取水ポンプの増強、市内配水管の増補改良を図りもつて給水の完璧を期せんとするものであります。

本年度は前年度に引続き前述の三百粍配水管の布設及び取水ポンプの増強等は起債をもつて執行するため申請中のところ、申請額四四百万円に対し二千万円起債が確定し、大仏殿裏より六四部隊前までの配水管布設は完了致しましたため支出超過となつており、これが不足額に充てるため南都銀行より二千万円の一時借入をして支出超過を償つております

又前記市内配水管の増補改良工事も市費をもつて鋭意工事進渉方努力中であります。

なお、去る第十三国会におきまして地方公営企業法が成立、昭和二十七年八月一日公布せられ本市もその適用を受けることとなり同年十月一日より財務関係を除き施行され、昭和二十八年一月一日より財務関係が施行されることになつております。従つて従来の官庁会計による経理は同法施行により企業の経営成績並びに財政状態を明らかにする複式簿記を採用することとなり経営の合理化を明確にせられたのでありまして、今後経営に一段の努力を要することが予想せられますので市民各位の層一層の御協力をお願いする次第であります。

(3) **特別会計連合軍専用上水道維持管理費**

本会計に対する予算並びに収支の状況につきましては九月末日現在

収入額　九、八六二円
支出額　五、二五四、六二九円
差引（収入不足）五、二四四、七六七円

で連合軍に対する使用料收入については現在連合軍側と鋭意接衝中であります。

(4) **特別会計　公益質屋費**

本会計の予算並びに九月末日における収支の執行状況は、別表略示す通りで

収入額　六六四、〇五八円五〇銭
支出額　一、三四一、〇二〇円
差引（収入不足）六七六、九六一円五〇銭

公益質屋は本年六月十九日に開設したのでありますが、運転資金は全額起債に財源を求めておりますが、開設当初の設備費その他業務費に充当するため、とりあえず一般会計より一百万円を振替え、運営に当つておりますが、幸いにして、事業成績は良好であり、又運転資金についても二百万円の起債が認められることとなつておりますので、市民各位の御期待に副つた運営ができる日も近いことと信じております。

市有財産

本市市有財産は前回公表したものの外、その後取得処分により増減したもので九月末日現在における財産は次の通りであります。

市基本財産
現金　六六七、五四三円五五銭
債券　一、六〇〇円
土地　市庁舎敷地外　一一七、七七八坪二三
建物　市庁舎外　二〇、五五八坪八八

市債及び一時借入金の状況

本市の現在までにおける借入未償還額は一般・特別会計を合せまして、一二六、一五〇、六七八円一三銭でありまして、借入未償還額は昭和四十二年度をもつて順次その償還が終ることになつております。

本市財政の危機打開
納税成績の良否に懸る

むすび　以上本市財政の実態を公表し、その内容の概略を申し述べましたが市政運営の根幹ともいうべき一般会計において「繰上充用」という非常手段を執らざるを得なかつたことから見ましても戦後の本市財政が辿つてきた多難の道は益々その度を加えているといわなければなりません。

而も、このたび地方教育委員会が設置されることになり更には、給與改訂も行われんとしており、その他の財政需要も益々増加を予測せられるのでありまして、これが財源は、政府において平衡交付金の増額措置が講ぜられる筈でありますが果して、実際の財政需要を満たし得るかどうか、まことに不安な気持を抱くのでありますが強力にこれが増額を要請するとともに内部対策としては、予算の重点的使用に努め、苟も不要不急の経費はたとへ予算に計上されていても、これを不執行にするとともに、極力冗費の節減を行い真に緊急かつ市民共同の利益となり市政発展の基礎となるような経費の執行のみに止めて収支の均衡保持に努めたい所存でありますので、市民各位におかれましても、納税成績の良否こそ、この財政危機打開のために大きな役割を演んずることを御認識下され、私達の郷土奈良市の発展のため、自発的に市税の完納に一段の御協力を賜りますよう懇望致しまして、今回の財政事情の公表を終りたいと存じます。

春日若宮おん祭
無形文化財として保存

宵宮祭について

春日若宮おん祭について昨年その起原や当日の行事についてお知らせ致しましたので本年は前日までの様子をお伝え致します。

縄棟祭とお旅所の御造営

春日野にあるお旅所（春日若宮のお遷りなるところ）を浄める祭で、毎年十月一日に添上郡大柳生村の人々によつて行われます。これは昔、藤原頼長の寄進によつて大柳生が春日大社の神供料と定められたところからこの祭にもかかわることになりました。当日大柳生村では早朝、村に育つている若松を切りとり、お旅所に之を建て、〆縄をはりめぐらし、浄めの儀が行われます。これはこの地が他と異つて清浄な所である事を示すお祭です。それがすんで十二月になると、いよ〳〵お旅所の御造営がはじまります。松の黒木（皮のはいでないもの）と青松葉とで簡素な春日造（妻に向拝つけた）型の御殿がつくり上げられます。

大宿所祭

春日若宮のおん祭は昔から大和一圓挙げての大祭でありますので、吉野時代の頃には大和士（興福寺の寺領を守護していた人々が武士となつたもの）が願主となつてこの祭を行うことになりました。そこで武士達はこの大祭を立派にとどこうりなく行うため、お供物を用意し、十五日この大宿所に集り、色々の打合せをすませ、神事の完全に行われる様祈願をこらします。これが大宿所祭です。

当日は大和士をはじめ、大名その他各地から送られて来たお供への品々を庭に掛け、若宮祭に用いる流鏑馬の武具・威儀の武器・装束などを飾ります。近頃はお供の品々も余り多くはありませんが、昔の書物に寛條年間（約八百六十年前）の祭には、雉子千二百六十八羽、兎百三十六匹、狸百四十三疋、塩鯛百枚、斗樽百六丁という多数の品々が掛けられた事がのせられていますが、見事なものであつただろうと思われます。現在大和士がなくなりましたので、春日の旧神領である二十数ヶ村の人々が之に代つてこの祭りを行います。

当日午後三時に参勤講旧神領の人々の人々が集り、大宿所でお祭の完遂を祈願する祭が行われ、参勤講の人々の拝礼、神楽の奉奏が行われます。

（寫眞はおん祭り陵王）

宵宮祭と御遷幸

十五日大宿所で神事の完遂を祈願した願主は、更に十六日の朝若宮に参拝して再びその完遂を祈ります。又神社でも午後二時から御旅所の清め祓りがあり、午後四時から宵宮祭が行われます。その時にお祭に参加する田楽座の人々や流鏑馬奉仕者、願主役などが宵宮祭をし、田楽座の人々は社前でお祭当日奉奏する芸能を奉納することになつていますこれが終りいよ〳〵夜の十時になりますと初めの案内（初度の御案内申上ぐ）の言葉と共に、石段の下の楠の下で笛と太鼓で乱声が奏ぜられます。十一時になると第二の案内があり、奉仕される方々が身なりをととのえ第三の案内をお待ちになります。午後十一時半の第三の案内で宮司以下奉仕の方々は二の鳥居から若宮に進み、社前に拍子をすると伶人達は再び笛と太鼓を吹きはじめます。かすかな光にはえた社殿は特に美しく格子を開閉する音が静かに聞えてくると「燈火を滅す」の声と共に、燈籠はじめすべての火は消され、あたりはまつたく暗黒の世界となり、奉遷の神事が行われ愈々御出御となります。一対の松明を唯一つの道案内として榊垣をもつた六人の神職と榊枝をもつた神人達に守られた御神体はしずしずと亘樹の繁みあう参道を「オーオー」と唱えながらお旅所に進まれる。

お旅所におつきになりますと仮御殿におはいりになり、これが終ると神前の庭燎はじめ斎庭内四綱にも瓜燈籠がかかり火がたかれ、植松の行事があり、献饌、祝詞等の行事が行われ、神楽が奏せられて御遷幸の儀が終るのは十七日の午前一時頃です。寒い時で深夜の行事であるので参拝するのには多少おつくうになりますが是非一度は参拝したいものです。

さようなら・昭和二十七年
廳員は擧げて納税推進に力瘤

あわただしい歳末と共に今年も暮れてゆこうとしております市民の皆様方におかれましても歳末を迎えられて日々御多忙の事と存じます。平素は市税完納のため、御理解ある御協力を賜つておりますが、御承知の通り本市財政は財政白書にも示しております通り昨今は必死の現状にたち至つております。これが打開策は徴税成績の良否に係つておりますことは申すまでもありませんが、皆様の御理解と御協力を賜わらなければ国際観光都市というこの難事業も到底為し得られません。どうか市民の皆様方におかれましてもこの実状を宜敷く御認識下さいまして納税運動にも御協力下さつた後、新しい、よいお正月をお迎え下さる様御祈り致しております。市では歳末の徴税運動の一環として市廳は挙げて財源の確保に努力致しておりますが去る五日頃からは各課の代表者廿五名余りが更に徴税に出動致しております他、パンビ1号もマイクを通じ市税完納に御協力下さいと呼びかけておりますこの様にして各家庭えは市のあらゆる機関を通じてお願いに上つておりますので何卒明るい市政を建設するため納税に御協力下さる様御願いします

老令もと軍人等に
特別給與金支給さる

十一月二十一日閣議決定に基き満六十才以上の老令もと軍人等に対し特別給與金が支給されることとなつたので該当者は民生課に所定の用紙を備えておりますから至急出頭の上手続して下さい。

申込者の資格は左の通りであります。

一、普通恩給又は妻に支給される扶助料（但し、公務傷病又は公務の死亡によつて支給される普通恩給又は扶助料を除く）に関する恩給証書又は扶助料証書を受けた者。

二、終戦後の軍人恩給停止の措置によつてその恩給が支給されなくなつたもの。

三、明治二十六年一月一日以前に出生し、昭和二十七年十二月一日現在生存している者。

但し、前記各号に該当する者でも左の各号の一に該当するものは支給の対象とならない。

(1) 昭和二十七年十二月一日現在普通恩給を受けている者。

(2) 昭和二十七年十二月一日現在恩給法の適用を受ける公務員として在職している者。

(3) 三年の禁こ以上の刑に処せられたことのある者又は恩給法特例（昭和二十一年勅令第六十八号）第八條の規定により、その恩給を受ける権利を失つた者。

(4) 未亡人については夫の死亡後再婚したことのある者若しくは亡夫の遺族以外の者の養子となつたことのあるもの。

二、申込の期日は昭和二十七年十二月一日から昭和二十八年二月二十八日までとする。

三、支給金額は一人当り金二千圓とする。

四、申請者は所定の用紙に記入の上、戸籍課（支所管内にあつては支所）において証明手続をすること。

五、申込は本人から直接左記え送付すること。尚給與金は左記より本人え送金される予定。

もとの陸軍関係は、東京都牛込郵便局区内復員局長宛

もとの海軍関係は、東京都中央郵便局区内第二復員局残務処理部長宛

尚、封筒の表は特別給與金申込書と朱書のこと。

歳末利用者に
公益質屋時間外貸付

午後五時で閉店していた公益質屋では、歳末市民に便宜を與えるため、来る二十五日から十二月三十一日迄特に午後八時まで貸付を行うことになりましたので御利用下さい。なお念のため、日曜日は閉店致しておりますので予めお知らせ致しておきます

地代家賃統制令中
固定資産税引当に関する調整について

昭和二十七年度固定資産税額がその評価格の百分の一・六を乗じた額に比して高額である場合はその差額の十二分の一を算出した家賃に加えることになつています。之で行くと当然今迄の家賃の中に含まれていた税の差額がなくなることになり実質上家賃が下ることになりますが、然し告示五により従前の家賃が現行価格より下る場合は従前のままとするの告示の運用により税の差額を差引かないことになつています尚新価格により家賃が現在より上昇する場合はその値上り価格の方を家賃にとることになつています。

（七月十五日掲載の分）